

幼児期の療育における「合理的配慮」とその実践課題  
— 2024年改訂『児童発達支援ガイドライン』に基づく検討 —

Reasonable Accommodations in Early Childhood Intervention and Practical Challenges: A Review  
Based on the Revised 2024 Guidelines for Child Development Support

金 仙玉<sup>1</sup>

杉山 佳菜子<sup>2</sup>

KIM Sunok

SUGIYAMA Kanako

本稿は、2024年7月に改訂された『児童発達支援ガイドライン』に示された合理的配慮に関する内容を検討し、幼児期の療育現場における実践課題を整理するものである。ガイドラインは、障害児一人一人の発達の過程や特性を踏まえ、対話を通して思いや願いを丁寧にくみ取り、社会的なバリアを明らかにして必要な対応を行うことを合理的配慮の中心に据えている。幼児期の療育における実践課題として、第一に、言語化されにくい乳幼児のサインを丁寧に読み取る姿勢、第二に、支援計画の作成・共有・定期的な見直しという継続のプロセスの重視、第三に、安心を支える環境構成と安全管理の両立、第四に、保育所等との併行利用や移行期における支援の連続性の確保、第五に、組織的な学びと地域連携による支援体制の充実という五つの課題が整理された。これらの課題は、合理的配慮を個別対応の付加にとどめず、子ども・保護者・支援者が協働して積み重ねる対話的な実践過程として捉える視点の重要性を示す。

キーワード 合理的配慮 幼児期の療育 対話 児童発達支援ガイドライン

## はじめに

2024年7月にこども家庭庁より『児童発達支援ガイドライン』(以下、ガイドライン)の改訂版が示された。ガイドラインの「はじめに」<sup>1)</sup>では、改訂の背景として次のように述べられている。

「平成24年の児童福祉法改正において、障害のあるこどもが身近な地域で適切な支援が受けられるように、従来の障害種別に分かれていた施設体系が一元化され、この際、児童発達支援は、主に就学前の障害のあるこどもを対象に発達支援を提供するものとして位置づけられた。その後、約10年で児童発達支援等の事業所数、利用者数は飛躍的に増加した。(中略)一方、障害児通所支援として求められる適切な運営や支援の質の確保が課題とされてきた。さらに、(中略)地域社会への参加・包摂(インクルージョン)が重要となる中で、

<sup>1</sup> 富山国際大学 子ども育成学部

<sup>2</sup> 愛知みずほ短期大学 現代幼児教育学科

その取組は十分に推進されてきたとは必ずしも言えない状況にある。」

ガイドラインは、児童発達支援の基本理念として、(1) 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供、(2) 合理的配慮の提供、(3) 家族支援の提供、(4) 地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進、(5) 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供、の五点を明示している。合理的配慮については、「(前略) こども一人一人の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じ、合理的な配慮の提供が求められる。このため、事業所等は、障害のあるこどもや保護者と対話を重ね、(中略) 何が(中略) 社会的なバリアとなっているのか、また、それを取り除くために必要な対応はどのようなものがあるか、などについて検討していくことが重要である。」(第1章3 (2)) としている。ここでは、対話を子どもと保護者の思いや状況を丁寧に把握しながら、環境・コミュニケーション・慣行などの側面を見直していく支援の基本的要素として捉えている。また幼児期については、「全てのこどもが意見を表明する権利の主体である」とした上で、「言語化された意見だけではなく、目の動き、顔の向き、声の出し方といった変化や行動を踏まえ、思いや願いを丁寧にくみ取ることが重要である」と(第1章2)され、非言語のサインを含めた多様な表現の理解が支援の基盤であることを明示している。

以上の背景とガイドラインの示す理念を踏まえ、本稿ではガイドラインにおける幼児期の療育に関する合理的配慮の内容を検討し、現場で求められる実践課題を提示することを目的とする。

なお、本稿における「子ども」の表記については、ガイドラインを引用する場合には原文に従い「こども」とし、それ以外の箇所では「子ども」と記す。

## 1. 合理的配慮の理念と幼児期の位置づけ

### 1.1 ガイドラインにおける合理的配慮

ガイドラインは、「障害児支援の基本理念」の中で、合理的配慮の提供を位置付けている。「障害者権利条約では、障害を理由とするあらゆる差別（合理的配慮の不提供を含む。）の禁止等が定められている」としたうえで合理的配慮について次のように述べている(第1章3 (2))。「障害のあるこどもの支援に当たっては、子ども一人一人の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じ、合理的な配慮の提供が求められる。このため、事業所等は、障害のある子どもや保護者と対話を重ね、物理的な環境や意思疎通、ルールや慣行など、何が障害のあるこどもの活動を制限する社会的なバリアとなっているのか、また、それを取り除くために必要な対応はどのようなものがあるか、などについて検討していくことが重要である。」ここには、合理的配慮が「対話」「バリアの特定」「必要な対応の検討」というプロセスを通じて形づくられることが示されている。さらにガイドラインは、配慮を支える計画づくりの重要性も述べている(第4章1 (3))。「障害児相談支援事業所と事業所等は(中略) 整合性のある児童発達支援計画の作成と児童発達支援の提供を行うことが重要である。なお、障害児支援利用計画と児童発達支援計画は、個々のこどもの支援における合理的配慮の根拠

となるものである。」また、「設備・備品への配慮のほか(中略)手話等による配慮を行う等、様々な合理的配慮を行いながら環境を工夫することなどが必要である。」(第3章2「障害特性に応じた配慮事項」と明記し、コミュニケーション支援や環境調整が合理的配慮に含まれることを強調する。すなわち合理的配慮は、その場限りの対応ではなく、支援内容として共有し、計画に位置づけることで、現場で継続可能になる。

## 1.2 国際・国内の規範枠組み

合理的配慮は、2006年に国連で採択された障害者権利条約第2条において、「障害者が他者と平等に人権・基本的自由を享有・行使することを確保するための必要かつ適切な変更・調整(過度の負担を除く)」と定義されている。また、教育や雇用をはじめとする各分野において、この合理的配慮を提供する義務が締約国に課されている。

日本では批准に向けた国内法整備として障害者差別解消法(2013年制定、2016年施行、2021年改正)により、2024年4月から民間事業者にも提供義務化が及び、「社会的障壁の除去を求める意思表示があり、過度の負担でないときは合理的配慮を行わなければならない」と規定された。さらに、同法に基づく基本方針の下で、行政機関の対応要領と主務大臣による対応指針が整備され、教育分野では文部科学省指針が、本人の意思表示(手話・筆記・支援者補佐を含む)を原則としつつ、本人による意思表示が困難な場合は対話に基づく適切な配慮の提案を望ましいものとして位置づけている。

本稿が対象とする幼児期では、意思表示が非言語的になりやすい。このため、保護者による代弁や、支援者との対話を通じた合意形成が運用の前提となる。これは本論の第1節(ガイドラインの位置づけ)で示した「対話-社会的バリアの特定-必要な対応の検討」のプロセス(第1章2(2))および「非言語のくみ取り」(第1章2)と整合する。

### 1.1 幼児期の療育における合理的配慮

研究動向として、「幼児に対する合理的配慮については、まだ十分に検討されていない」と指摘されている(勝浦ほか、2018)<sup>2)</sup>。こうした中で、森重・久道(2023)<sup>3)</sup>は、合理的配慮の実践において、「日常的に子どもの興味関心や行動の様子を把握し、思いを丁寧にくみ取る」視点の重要性を示している。幼児期の意思表示が非言語的に現れやすいという特性に照らすと、この視点は基盤的であると考えられる。

理念的な側面では、西村(2014)<sup>4)</sup>が、合理的配慮を平等・人権保障、基本的自由に基づく社会的意義として位置付け、障害者権利条約の第24条第1項(教育)に示された三つの目標に合致するように、合理的な配慮の内容は決定されるべきであると論じる。ここで言う三つの目標とは、潜在的能力と尊厳の発達を確保すること、能力の最大限の発達を促進すること、そして自由な社会への効果的参加を可能にすることである。また、教育の現場では、社会的障壁の除去を重視する社会モデルの視点と、成長や発達の促進を重視する発達保障の視点を統合して考える必要があるとされる。これらを踏まえると、幼児期の合理的な配慮は、権利の保障と発達の促進を同時に追求する実践であると理解できる。

運用の側面では、河合(2021)<sup>5)</sup>が、「合理的配慮とは既存の保育・教育・支援に加

えて求められる変更・調整」であるとし、内容を「先回りして決めない」ことの重要性を述べている。具体的には、保護者と支援者が共に考えながら合意を形成するプロセスを核に、園生活において子どもが安心して過ごすために不安や困難を取り除くこと、生活年齢に応じた参加の機会を設計することが求められる。これらは、幼児期の合理的配慮が、子どもと保護者の語りを尊重しつつ、状況に応じて柔軟に組み立てられるべきプロセスであることを示している。

大井(2018)<sup>6)</sup>は、子どもが安心して活動に関われるように「不安を軽減させる手立て」が、合理的配慮であると述べている。具体的には、子どもが自分で選択できる活動環境を整えたり、活動の流れや移動の見通しを視覚的に示したりすることで、不安を軽減し、主体的な関わりを支える基盤をつくることが重視される。このように、安心を支える環境構成が幼児期における合理的配慮として位置付けられる。

以上を踏まえると、幼児期の療育における合理的な配慮は、第一に、非言語のサインを丁寧に捉える観察と保護者との対話による合意形成を起点とすること。第二に、権利保障と発達促進の理念を基盤とすること。第三に、これらをもとに合理的配慮の内容や環境・活動の在り方を設計していくプロセスとして捉えられるのではないだろうか。

## 2. 合理的配慮を支える基本枠組み

ガイドラインは、児童発達支援の役割を「本人支援」「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」の四つに大別する(第2章2(1))。合理的配慮は、四領域すべてに求められるものであり、特定の場面や時期に限定されない。

まず、本人支援では、健康・生活、運動・感覚、認知・行動、言語・コミュニケーション、人間関係・社会性の5領域の視点に基づいてアセスメントを行い、生活や遊びの中で個々に応じたオーダーメイドの支援を組み立てる(第2章3(2)、第3章2)。その際、設備・備品への配慮や手話等による意思疎通の配慮など、様々な合理的配慮を行いながら環境を工夫することが求められる(第3章2)。さらに、視覚、聴覚、知的、発達、肢体不自由・病弱、医療的ケア、重症心身障害といった特性ごとの留意点が具体的に示されている。

家族支援では、保護者の思いに寄り添い、相談援助やペアレント・トレーニングを含む学びの機会、具体的な介助・関わりの助言、レスパイト、心理的カウンセリング、保護者同士・きょうだいの交流機会など、家庭での育ちを支える多様な支援が求められる(第3章(2))。ガイドラインでは「保護者の気持ちを受け止め、伴走した支援」の必要性を明示しており、すなわち、子どもへの配慮と家庭の暮らしへの配慮は連続しており、「何に困っているか」「何を工夫すれば暮らしやすいか」を保護者と支援者が対話しながら共に考えるプロセスが重視される。

移行支援では、保育所・認定子ども園・幼稚園・特別支援学校幼稚部・小学校等への移行準備や併行利用の調整、情報共有を含み、支援の中に「移行」という視点を取り入れること(第3章(3))が求められている。具体的には、移行先との支援方針・支援内容の共有、

受け入れ体制づくりへの協力、見学・体験・予告の工夫、移行後のフォローアップなどが求められる（第5章3）。合理的配慮は一つ場で完結しないため、生活の場が変わっても安心して参加できるように、配慮を「引き継ぎ」「更新」していく設計が重要となる。

地域支援・地域連携では、保健、医療、福祉、教育等の関係機関と平時からネットワークを構築しておくことが強調される（第1章3（5）、第5章）。個々の配慮を実現するためには関係する施設や人々の協力・協働が不可欠である。

以上の4領域は互いに重なり合いながら循環しており、合理的配慮はそれらの中で実効性を持つ。たとえば、子ども不安に応じた環境調整（視覚の手がかりの提示、音刺激の調整、安心できる居場所の確保）は、本人支援の観点からは行動やコミュニケーションの土台を整える働きを持つと同時に、家族支援の観点からは家庭での再現可能性を高める助言につながる。さらに移行支援においては、その調整方法を保育所等へ共有することで、場が変わっても一貫した配慮が継続できる。ここに、配慮を「計画」に埋め込むことの意味がある（第4章）。すなわち、障害児支援利用計画と児童発達支援計画を合理的配慮の根拠として、「いつ・どこで・誰が・どのように・どのくらい」を明確化した具体的な支援として位置づけることが重要である。その計画に対しモニタリングと見直しを継続的に行うことにより環境や場が変化した場合であっても、合理的配慮が継続的に提供される体制を確保することができる。

### 3. 幼児期の療育現場における実践課題

本章では、ガイドラインに基づく合理的配慮の要点を踏まえ、幼児期の療育に求められる五つの実践課題を整理する。

#### 3.1 言語化されにくい幼児のサインを丁寧に読み取る姿勢

第一の課題は、言語化されにくい幼児のサインを丁寧に読み取る姿勢である。ガイドラインは、乳幼児期において、言語化された意見だけでなく、目の動きや顔の向き、声の出し方といった細やかな変化や行動をふまえて、様々な形で発せられる思いや願いを丁寧に読み取ることの重要性を繰り返し強調している（第1章2、第3章（1）「健康・生活」）。重症心身障害児については、意思表示の困難さに配慮し、表情等から変化に気づけるよう常にきめ細かく観察することが求められる（第3章2）。河合（2021）がいうように、乳幼児期には保護者が意見を代弁する場面が多い。そのため、保護者の語りを丁寧に聴き、子どもの願いや不安と一緒に確かめ合う姿勢が不可欠である。

合理的配慮の出発点は、子ども自身の思いと願いに耳を傾けることである。ガイドラインは、全ての子どもが意見を表明する権利の主体であることを確認し、年齢や発達の程度に応じて、その意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されるよう取り組むことを求めている（第1章2）。乳幼児の場合は、以下のような工夫が有効であるだろう。

一つ目は、日常の場面での観察である。睡眠、食事、排泄、遊び、移動、集団場面など、生活の主な活動場面ごとに安心と不安、集中と回避、興味と拒否のサインを記録し、変化を

追う。第3章「健康・生活」では、意思表示が困難な子どもの場合、小さなサインでも心身の異変に気づけるようきめ細かな観察を求めている。これは、合理的配慮を検討する際の基本的な情報となる。

二つ目は、コミュニケーション手段の多様化である。指差し、身振り、サイン、写真カード、絵、文字、手話、点字、音声、ICT機器など、子どもに合った手段を選び、やりとりの成功体験を積み重ねる（第3章（1）「言語・コミュニケーション」）。やりとりが増えるほど、配慮の焦点は具体化する。

三つ目は、保護者の語りと生活情報の共有である。家庭での生活リズム、好き嫌い、うまくいく声かけ、困りごとのパターン、安心できる物や場所などを、連絡ノートや面談で具体的に共有する（第6章6）。乳幼児期は保護者が意見の代弁者となることが多く、河合（2021）が述べる保護者と保育者が「共に考える」ことが、合理的配慮の中身を豊かにする。

四つ目は、子どもの「安心の基地」をつくることである。ガイドラインは、愛着の形成と安定、情動調整の支援を強調している（第3章（1）「人間関係・社会性」）。安心できる人と場所があることは、挑戦と参加の前提であり、合理的配慮の効果を高める。

### 3.2 支援計画の作成・共有・定期的見直しという継続的プロセス

第二の課題は、支援計画の作成・共有・定期的見直しという継続的プロセスを重視することである。ガイドラインは、障害児支援利用計画と児童発達支援計画を合理的配慮の根拠と位置づける（第4章1（3））。作成にあたっては、5領域を踏まえたアセスメントを行い、子どもと家族の意向を起点に長期目標と短期目標、支援内容をつないでいくことが求められる（第4章2）。モニタリングは概ね6か月に1回以上とされ、状況変化があれば随時の見直しが必要である（第4章（4）（5））。この継続性が、合理的配慮を一時的な対応にとどめず、継続的な見直しと改善につながる。

合理的配慮を継続可能な実践へと転換するには、児童発達支援計画への丁寧な書き込みが重要になる。第4章2は、計画に「利用する児童と家族の生活に対する意向」「総合的な支援の方針」「長期目標」「短期目標」「支援目標及び具体的な支援内容等（本人支援・家族支援・移行支援・地域支援・地域連携、5領域との関連、達成時期、担当者・提供機関、留意事項）」を記載することを求めている。ここで、合理的配慮を「支援目標」「具体的支援」に落とし込み、いつ・どこで・誰が・どのように・どのくらい実施するのかを明確にしておく（第4章2）。たとえば、感覚過敏が強い子どもの場合、活動前の見通し提示、ヘッドホンや静かなスペースの準備、活動時間の調整、視覚的な手順書、終了の合図の一貫性などを、本人支援の各領域との関連を示しながら記載する。同時に、家庭での再現を見据え、家族支援の項に家庭での工夫と助言を記す。併行利用先の保育所等に共有し、移行支援の項に情報伝達とフォローアップの方法を定める。このように、合理的配慮を場面ごとに別々に扱うのではなく、異なる場面でも共通の方針に基づいて実施できるように設計することが重要である。

### 3.3 安心を支える環境構成と安全管理の統合

第三の課題は、安心感のある環境構成と安全管理の両立である。大井（2018）が指摘する「主体的な学びを引き出す環境構成」<sup>7)</sup>という視点は、ガイドラインの「児童発達支援の環境」（第2章3（3））と重なる。子どもが自ら環境にかかわり、興味関心を広げ、選択できるように配慮すること、時間や空間をわかりやすく構造化し、不安を落ち着かせる環境を整えること、これらは合理的配慮そのものでもある。同時に、感染症対策、アレルギー対応、非常災害対策、防犯、緊急時対応といった安全管理をマニュアルと訓練で確保することが求められている（第6章4）。安心と安全を両輪として整えることが、子どもの主体性と参加を支える土台となる。

合理的配慮の多くは環境の工夫として表れる。第2章3（3）は、子どもが自発的に関われる環境、情緒が安定する環境、時間と空間の構造化、人と関われる環境の整備を求めている。第3章2「障害特性に応じた配慮事項」は、視覚、聴覚、発達、知的、肢体不自由、医療的ケア、重症心身障害などの特性に応じた具体例を示す。大井の「主体的な学びを促す環境構成」は、これらの実践と対応するものである。

他方で、安全管理は、合理的配慮の前提条件である。感染症対策、アレルギー対応、非常災害、防犯、緊急時対応、事故防止といった項目について、マニュアル整備、訓練、連携先の明確化、記録と検証の仕組みを整えることが求められる（第6章4）。「安心」と「安全」を相互に支え合うように運用することが幼児期の療育に不可欠である。

### 3.4 併行利用や移行期における支援の連続性の確保

第四の課題は、保育所等への併行利用や移行時における支援の連続性の確保である。ガイドラインは、入園・入学などのライフステージの切替え時には一層丁寧な支援が求められるとし、具体的な移行先との調整、支援方針・支援内容の共有、家族への情報提供、受け入れ体制づくりへの協力、移行後のフォローアップまでを含む一連の支援を挙げる（第3章（3）、第5章3）。併行利用の場合の情報共有と調整も重要である。ここでも、児童発達支援計画と保育・教育側の計画との接続が鍵を握る。河合（2021）<sup>8)</sup>が述べる「クラスの子もたちと同等に、生活年齢に応じた遊びや活動に参加するための配慮や調整」を、移行後の場面にも連続させる工夫が求められる。

### 3.5 組織的な学びと地域連携による支援体制の充実

第五の課題は、組織的な学びと地域連携による支援体制の充実である。ガイドラインは、児童発達支援センターに地域の中核機能を期待し、事業所へのスーパーバイズ・コンサルテーション、保育所等訪問支援、研修や事例検討の開催などを通じた地域全体の底上げを促す（第2章2（2）、第7章1（3））。各事業所においても、PDCAに基づく支援プログラムの作成・公表、自己評価と第三者評価、職員研修、職場内コミュニケーションの活性化を求めている（第6章2）。合理的配慮は、個人の善意や個々の職員の努力に依存せず、組織と地域の仕組みで支えるものとして構成されなければならない。これは、河合（2021）<sup>9)</sup>が強調する「公的な責任における条件整備」の視点とも一致する。

インクルージョンの推進は、療育だけでは実現しない。保育所、認定子ども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、小学校、放課後児童クラブ、医療、保健、福祉の各機関と日常的に情報をつなぐことが必要である（第1章3（4）（5）、第5章）。入園・入学、進学、放課後等デイサービスの利用開始など、各段階において、児童発達支援計画と教育側の計画を照合し、配慮の継続を設計する。児童発達支援センターは、訪問支援やコンサルテーション、研修等を通じて、受け入れ側の力を高める役割を担う（第2章2（2））。

在籍先の移行は、子どもと家族にとって大きな変化である。見学、体験、顔合わせ、写真や動画での予告、持ち物やルーティンの共通化、初期段階の人的配置など、安心の橋渡しを意識した配慮が有効である（第3章（3））。こうした丁寧な移行が、河合（2021）のいうクラスの子もたちと「同等の参加」が実際に成り立つための基盤となる。

さらに、ガイドラインが示す合理的配慮の意義を実践の中で生かしていくためには、家族への支援とエンパワメントの視点を欠くことができない。ガイドラインは、保護者の気持ちを受けとめ、家族全体を支える視点、ペアレント・トレーニング等を含む学びの機会、レスパイトや就労等に応じた延長支援、きょうだい支援など、幅広い家族支援の内容を示す（第3章（2））。乳幼児期は保護者に孤立感が生じやすく、支援の早期化と継続が重要である。また、虐待の兆候や生活困窮、外国にルーツのある家庭など、特に配慮を要する状況への接近には、関係機関との連携が不可欠である（第3章（2））。

河合（2021）が述べるように、合理的配慮は保護者と共に内容を考えるプロセスであり、家庭での再現可能性を高めるほど、子どもの参加は広がる。西村（2014）が強調する人権・参加の視点は、家族支援にもそのまま当てはまる。家族の尊厳を守り、強みを見出し、学び合いを支える関わりが求められる。

## おわりに

本稿で見てきたとおり、ガイドラインは、合理的配慮を単発の個別対応ではなく、対話と計画、連携と評価が継続的に行われる過程として位置づけている。西村（2014）のいう人権・発達・参加の理念は、ガイドラインの基本的な考え方を支えるものである。河合（2021）が述べる共に考えるプロセスは、乳幼児期においては保護者の語りと子どもの非言語的サインを結びつけることで具体化される。これらを踏まえると、幼児期の療育における合理的配慮は、子ども・保護者・支援者が協働して進める実践過程として理解できる。

本稿では、2024年改訂ガイドラインに基づき、幼児期の療育における合理的配慮の位置づけと実践課題を整理した。特に、言語化されにくい乳幼児のサインを丁寧に読み取る姿勢、支援計画の作成・共有・定期的な見直しを含む継続的なプロセス、安心を支える環境構成と安全管理の両立、保育所等との併行利用や移行期における支援の連続性、組織的学びと地域連携による支援体制の強化が、主要な課題として確認された。今後は、これらの課題は、合理的配慮に関する事例の蓄積と共有、評価の観点や方法の明確化、家族や地域を巻き込んだ学びの場づくりなどを通して具体化し、合理的配慮の質を高めていく必要がある。

最後に、今後の研究課題としては、ガイドラインが示す合理的配慮の内容が、療育現場でどのように理解され、どのように実践されているのかをインタビューや観察などを通して検討することが必要である。支援者、保護者、関係機関の多様な声を収集し、制度上および運営上の課題を明らかにすることで、合理的配慮の実効性を高めるための具体的な方策を提示できるだろう。

## 引用文献

- 1) こども家庭庁 (2024) 『児童発達支援ガイドライン』, p. 5
- 2) 勝浦眞仁・原はるみ・上田敏丈 (2018) 「合理的配慮の観点から考える発達障害のある幼児への配慮：SCAT を用いた保育者の語りの分析から」 国際幼児教育学会 『国際幼児教育研究』 第25巻, p. 62
- 3) 森重亜美・久道佳代子 (2023) 「幼児期における合理的配慮の実践」 全日本特別支援教育研究連盟編集 『特別支援教育研究』 No. 795, p. 23
- 4) 西村修一 (2014) 『合理的配慮と ICF の活用』 クリエイツかもがわ, pp. 26-27
- 5) 河合隆平 (2021) 「障害児保育の歴史」 『障害児保育』 榊原洋一・市川奈緒子・渡邊英則、ミネルヴァ書房, p. 43
- 6) 大井佳子 (2018) 「幼稚園における合理的配慮と個別的な教育的支援」 北陸学院大学・北陸学院大学短期大学部 『研究紀要』 第11号, p. 158
- 7) 大井 (2018) 前掲同様, p. 160
- 8) 河合 (2021) 前掲同様, p. 44
- 9) 河合 (2021) 前掲同様, p. 44

## 参考文献

土橋圭子・渡辺慶一郎編 (2020) 『発達障害・知的障害のための合理的配慮ハンドブック』 有斐閣

文部科学省 HP 「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1364725.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1364725.htm)

(2026年2月7日最終確認)

## 付記

本稿は、JSPS 科研費「保育・療育における発達支援体系としての合理的配慮の日韓比較研究による実践モデル開発」(24K05829)に係る研究の一部である。